

審議会等の会議結果報告

1. 会議名	平成30年度第3回 松阪市文化財保護審議会
2. 開催日時	平成31年3月19日(火) 午後2時00分から午後3時00分
3. 開催場所	松阪図書館2階 講座室
4. 出席者氏名	別紙のとおり
5. 公開及び非公開	一部非公開(松阪市情報公開条例第8条(1)に規定する個人情報が含まれる事項について審議)
6. 傍聴者数	1名
7. 担当	松阪市殿町1340番地1 松阪市産業文化部 文化課文化財係 担当者 : 松葉・高山 電話 0598-53-4393 FAX 0598-22-0003 e-mail bun.div@city.matsusaka.mie.jp

報告事項

- (1) 前回の協議内容の確認について
- (2) 文化財施設の名称について
- (3) 重要文化財(絵画)「絹本淡彩離合山水図伊孚九筆自賛がある」の寄贈について
- (4) 「田中家住宅」の国登録について
- (5) 「絹本著色仏涅槃図」の三重県指定について

協議事項

- (1) 指定文化財の新指定について【非公開】

議事録要約

別紙

平成30年度第3回松阪市文化財保護審議会 議事録（要約）

< 日時 >平成31年3月19日（火）午後2時から午後3時

< 場所 >松阪図書館2階 講座室

<出席委員>菅原洋一会長、門暉代司会長代理、小林秀委員、鈴木えりも委員、榎本義讓委員、大森尚子委員、武田明正委員、津村善博委員、富田靖男委員、中谷真弓委員、藤田直信委員、本多久子委員、山口泰弘委員、龍泉寺由佳委員

<欠席委員>塚本明委員、毛利伊知郎委員

<事務局>村林産業文化部長、榊原文化課長、松葉担当監、新田係長、寺嶋主任、高山主任、横山

<傍聴者>1名

1. 開会

2. あいさつ（部長）

3. 報告事項

（1）前回の協議内容の確認について【資料1】

（事務局報告）

質問無し

（2）文化財施設の名称について【資料2】

（事務局報告）

質問無し

（3）重要文化財（絵画）「絹本淡彩離合山水図伊孚九筆自賛がある」の寄贈について【資料3】

（事務局報告）

委員：作者に関してなのですが、伊孚九という人です。この人は画家ではなくて貿易商なのです。貿易商なのですが商人のたしなみとして漢詩とか絵とかに造詣が深いような人で、その文人画と呼ばれる作品です。絹本淡彩離合山水という名前がついているのですが、次のページ3の2を見ていただきますと、三幅対になっているのですが、これが一幅だけでも鑑賞出来る、二幅だけでも鑑賞出来る、三幅並べても鑑賞出来るという仕組みになっておりまして、それを離合山水というような呼び方をしております。

会長：ありがとうございました。これについて何か質問等ございませんでしょうか。それでは私から、これの所在場所は松浦武四郎記念館ということですが、お披露目の展示とかがしているのですか。

事務局：お披露目の展示はしておりません。松浦武四郎記念館に所在の場所を選んだ訳は、重要文化財絵画の収蔵実績がある収蔵庫を有しているということを優先して、収蔵場所として選定をし、ゆくゆくはお披露目の公開の方法等を県と文化庁と相談しながら進めていきたいと思えます。

会長：ありがとうございました。館の性格からいって、なかなか記念館での市民が見易いような展示というのは難しいのかなと思うのですが。せっかくのもので、例えば県立美術館とかで展示公開出来る場所で展示がまずは公開出来るように考えていただいた方がいいのかなと思えます。それともう一つ確認ですが、この作品が長谷川家がお持ちになっていて長谷川家のどこかにも掛けてあったという事があったと思うのですが、それはどこで飾られていたのかという事が分かったり推測出来るようなものがあるのか、ご説明いただきたいのですが。

事務局：この離合山水図について、掛けていた場所として聞き取りでは大座敷と大正座敷で掛けていたという話をお伺いしたように思えます。

会長：はい。ありがとうございました。

委員：ちょうど大正座敷の床の間に、これが掛かるように合わせてあるんですね。

会長：ああ、なるほど。これはよっぽど特別な時でしょうか。

事務局：この写真なのですが、大正座敷の床に掛けた時の写真です。三幅掛けて十分余裕があります。

委員：展示関係もそうですが、是非ともレプリカでもいいので長谷川の元あった所に飾っていただき、公開していただくようお願いしたいと思います。

委員：これ保存状態はどのような状態でしょう。

事務局：上の掛け緒の部分が傷んでいますが、本紙部分に大きな損傷はありません。ただ折れじわが若干目立つようになってきたかなと思えます。

委員：ありがとうございます。

(4)「田中家住宅」の国登録について【資料4】

(事務局報告)

会長：ありがとうございます。関係委員として私の方からご説明させていただきます。調査は私の方でいたしました。今回の登録数が全部で 11 になります。松阪から波瀬に入って、すぐの入り口のところの道を挟んで両側にあります。非常に数が多くて複雑な構成になっていますが、奇跡的にほとんどの建物の成立した時期が分かりました。一番古いもので明治 8 年、田中家の近代の家業の進展に伴って順次、当主の好みを取り入れて建物がつくられていったという経過が分かります。非常に貴重な建物で質がとていいのです。今回は 11 件ですが除外した建物がないのです。敷地の中にあるものすべてが登録の対象になったという事で、全国的に見てもこれだけの屋敷構えを備えた家はそんなにはないのです。4-8 ページの写真をご覧くださいと、もの凄い石垣があつて張り出すように建物が建っています。ですので景観的に国土の歴史的な景観に寄与しているといえます。田中家では資料や道具類について所有者自ら調査をしておりますので、今後それを活用して色々な事をされるのではないかと期待されます。以上でございます。

(5) 「絹本著色仏涅槃図」の三重県指定について【資料 5】

(事務局報告)

委員：まず仏涅槃図ですが、名称にもありますように基本である絹本著色で描かれている通例のものです。まず時代に関しましては番号 10 番に鎌倉時代（13 世紀）とありますが、先程もご説明がありましたように、松阪市の指定ではおそらく 14 世紀鎌倉時代の末くらいに考えられていたのですが、我々が調査したところもう少し早いだろうと。このような美術品は古ければ古い程いいみたいなどころがありまして、年代が遡るといことは、より価値が高まったといってもいいように思います。7 の法量を見ていただくと分かりますが、縦 110.6 cm 横 85.4 cm ということで、仏涅槃図の中ではかなり小ぶりな方ですが、質としてはとてもいいものと考えられます。概要のところを見ていただきますと、平安時代末から鎌倉時代初期にかけて制作された古い形式であると、このことから古い伝統を引き継いだ様式であろうと思われまます。特に動物とか人物の表現は、6 行目に書いてありますように、応徳 3 年（1086）に制作された「応徳涅槃図」で、現存では一番古い涅槃図で高野山が持っているのですが、それに非常によく似ているということで、このような古い仏涅槃図をきちんとおさえて制作されたものだろうという判断をしております。そのような判断もありまして、これは非常に貴重なものだと判断しまして、県指定にふさわしいであろうという結果になりました。ただ次の写真を見ていただきますと、左側に波をうって、縦に筋が入っております。非常に状態が悪く修復するということが急務となります。以上です。

会長：ありがとうございました。これについてご質問等ございませんでしょうか。

委員：折れ筋の部分はまだ繋がっていますか。

委員：かなり酷い状態ですね。展示をしようと思うと修復しないと無理な状態です。展示だけではなく保管するにあたっては修復すべきだと思います。

会長：よろしいでしょうか。修復が今後の課題であるという方向ですね。報告事項は以上でございます。

(以下の内容は非公開のため、要旨を記載します。)

4. 協議事項

(1) 指定文化財の新指定について【資料6】

- ・朝田寺書院を松阪市指定文化財（建造物）として諮問し、即日指定答申があった。

5. その他

質問無し

(閉会)